

学校法人慈光学園 寄付金募集要綱

学校法人 慈光学園

理事長 角田良夫

第1条（目的）

本法人は、学校施設設備の改修整備及び教育機器・備品等の充実を図るための経費、並びに教育活動の振興に係る経常経費を充実させることを目的として、寄付金を募集・受入れするにあたり、その適正な管理及び運用を行うことを目的として、本要綱を定める。

第2条（寄付金の種類）

寄付金は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 特別寄付金：寄付者が特定の事業または目的を指定して行う寄付金
- 2 一般寄付金：特定の目的を指定せず、本法人の事業運営全般に使用する寄付金

第3条（募集の期間）

寄付金の募集期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

第4条（募集対象者）

寄付の趣旨に賛同する個人、法人、団体等とし、在園児保護者、卒園児保護者、地域の皆様、その他関係者を含む。

第5条（募集方法）

寄付金の募集は、広報誌、ホームページ、案内文書等により広く周知する。

第6条（寄付金の使途）

寄付金は次の用途に充てる。

学校施設設備の改修整備、教育機器・備品等の充実、教育活動の振興に係る経常経費、その他、理事会で定めた目的のために使用

第7条（寄付金の受入）

- 1 寄付金の受入れは、理事長の承認を得て行う。
- 2 公序良俗に反する者や法人からの寄付は受け入れない。

第8条（税制上の優遇処置）

本法人は、特定公益増進法人に該当しており、寄付者は所得税法・法人税法に基づく寄付金控除の対象となる。

第9条（その他）

本要綱に定めのない事項は、関係法令及び法人の定める規程による。

附則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。